

# リスクと危機管理

## 基本的な考え方

トッパンは、直面するリスクを的確に認識し適切に管理していくことも、企業の社会的責任であると考えます。

そこで、品質事故や自然災害など、トッパングループの事業に影響を与える可能性のあるリスクを「危機管理を要するリスク」として捉え、

それらのリスクが顕在化しないよう対応策を実施するとともに、万が一、顕在化した場合には、危機管理体制に基づき、情報収集を迅速に行い、総合的かつ戦略的に対応することで損失を最小限に抑え、事業の継続、社会からの信頼の確保に努めています。

## 推進体制・仕組み

### ■ 主管部門別危機管理体制

トッパンは、「危機管理に関する規程」に基づき、危機管理を要するリスクごとに本社主管部門を定め、当該主管部門の担当役員が責任者となり、リスクの予防、回避、是正措置を講じる「主管部門別危機管

理体制」をとっています。危機管理を要する重大なリスクが顕在化した場合には取締役会に報告されています。

### ■ 危機管理を要するリスクと本社主管部門

カテゴリ	危機管理を要するリスク	本社主管部門
製品事故・製造物責任	品質事故	製造統括本部
事業活動に伴う事故・災害	火災・爆発等の事故災害	製造統括本部
	溶剤保管・危険薬品等の法令違反	製造統括本部
	労働災害、交通事故等の社員の人身事故	人事労政本部
	債権関連事故	財務本部
	受注内容に関する法的トラブル	法務・知的財産本部
	個人情報・秘密情報の漏えい	情報セキュリティ本部
	サイバー攻撃による事業活動の停止	情報セキュリティ本部
	基幹系システム関連事故	デジタルイノベーション本部
環境問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連法令違反・規制基準値逸脱</li> <li>産業廃棄物処理違反</li> </ul>	製造統括本部
気候変動・水リスク	[移行リスク] <ul style="list-style-type: none"> <li>GHG排出の価格付け、排出量報告義務の強化、気候関連の訴訟の増加</li> <li>低炭素社会移行に伴う先行リスク、低排出量製品による既存品代替</li> <li>顧客行動の変化、原材料コストの増加</li> <li>業種に対する悪印象の浸透、顧客や社会の認識の変化</li> </ul> [物理的リスク] <ul style="list-style-type: none"> <li>台風・ハリケーン、洪水等の異常気象の激化</li> <li>海面上昇や平均気温上昇等の気候パターンのシフト</li> </ul>	製造統括本部
自然災害	地震、風水害、落雷等による損害、人身事故	人事労政本部
	新型インフルエンザの蔓延	人事労政本部
会社法関連	株主代表訴訟、敵対的買収	法務・知的財産本部
財務報告の適正開示違反	虚偽報告書の作成、記載ミス	財務本部
法令違反・不正行為等の不祥事	下請法違反、取引先との不正取引	製造統括本部
	税務・会計関連不正、支払いに関わる不正行為（架空発注等）	財務本部
	ハラスメント、差別、労基法違反等	人事労政本部
	横領等	人事労政本部
	談合、インサイダー取引、下請法違反、輸出管理違反、贈収賄	法務・知的財産本部
知的財産権の侵害	特許、商標、著作権の侵害	法務・知的財産本部
反社会的勢力との関係	反社会的勢力からの不当要求、協力会社や仕入先と反社会的勢力との取引	法務・知的財産本部
誹謗、中傷、その他犯罪被害	対企業暴力（脅迫、誘拐、強盗等）	人事労政本部
海外事業活動におけるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品事故、ハラスメント、解雇、環境問題、火災、自然災害等</li> <li>国際紛争・テロ等による得意先および会社の人的・物的資産の損害</li> </ul>	経営企画本部 人事労政本部

主管本部担当役員

<https://www.toppan.co.jp/about-us/officer.html>

(2019年4月1日改訂)

## ■ 危機管理連絡会

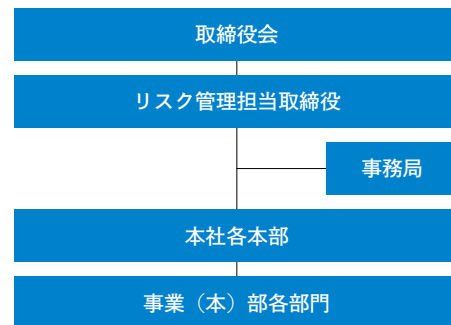
本社各部門の危機管理担当者で構成される危機管理連絡会を設置しています。平時においては、定期的開催し、情報の共有化を図っています。リスクが顕在化した際には、関連部門を緊急招集し、事態の対処および再発防止策を検討します。

## ■ リスクマネジメント

事業（本）部、子会社、グループ会社によって管理すべきリスクが異なることから、トップでは、それぞれの事業主体ごとにリスクマネジメントを実施しています。

具体的には、年1回、危機管理を要するリスクの見直しを行い、発生頻度と発生した場合のインパクトの強弱による評価をした上で、その対応策を検討しています。また、中間期に、期初に立てたリスク対応策の進捗状況をチェックしています。特に経営に与える影響が大きいと考えられるリスクを「重大リスク」とし、毎年度、法務・知的財産本部コンプライアンス部が事務局となって特定しています。それぞれの重大リスクは、本社主管部門を中心に対応計画を策定し、徹底した管理を実施しています。また、これらのリスクへの対応状況については、定期的に、リスク管理担当取締役から取締役会へ報告しています。2019年度は、以下の15項目を重大リスクとして決めました。

## ■ リスク管理体制図



- |                    |                      |                    |
|--------------------|----------------------|--------------------|
| 1. 火災および労災         | 6. 個人情報・秘密情報の漏えい     | 11. 自然災害による人的・物的被害 |
| 2. グループ統制に関するリスク   | 7. サイバー攻撃による事業活動の停止  | 12. 投資の損失          |
| 3. 海外ビジネスに関するリスク   | 8. 品質事故              | 13. 知的財産権の侵害       |
| 4. 不良棚卸資産の発生・長期在庫化 | 9. 土壌および地下水汚染        | 14. 法令違反           |
| 5. 債権関連事故          | 10. 労務トラブル（長時間労働を含む） | 15. 贈収賄・腐敗行動       |